

# 学校いじめ防止基本方針



令和5年4月  
朝日町立朝日中学校

## はじめに

本校では、朝日町いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや、今後大切にしていける取組についてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。併せて、「いじめが起こった場合の対応図」や「朝日中学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

### いじめの定義（法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

## 第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取組について

### 1 いじめの防止

学校教育目標にある「心豊かで思いやりのある、広い視野と正義感を持つ生徒」の育成をもとに、生徒が思いやりを持ち、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・コミュニケーション能力の向上、より広い視野で物事を見る力の育成を行う。

#### (1) 「授業づくり」において

- ① 自ら学び自ら考える楽しさや充実感を味わえる「授業づくり」  
わかる授業を目標に、個に応じた指導、少人数、学び合う授業の充実を図り、未来に生きる人間力の育成を行う。

#### (2) 「集団づくり」においては、

- ① 社会性と規範意識が高い「集団づくり」  
朝日中学校区学びのリレーの取組の一環として、社会のルールを守り、学校のきまりや学習規律を守ることのできる規範意識の共通認識を図っています。
- ② 正しい判断力とよりよい人間関係がある「集団づくり」  
学級や学校をすべての生徒が安心・安全に生活できる場所とすることを目指し、日々の授業や行事等において、すべての生徒が共に高め合い、活躍できる場面を創造する。

また、人とかかわる喜びを味わい、心の通じ合うコミュニケーション能力を育む異年齢交流を行うとともに、生徒の主体的な活動を重要な取組として位置づけ、生徒会が中心となって、いじめのない学校づくりを推進する。

## 2 いじめ防止啓発

- (1) 『『いじめ』に関する指導の手引』を有効活用しています。
  - ① 手引を基にして、いじめについての共通理解を図っています。
  - ② 「いじめ発生時の基本的な対応図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を明確にしています。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚（学校関係者編）」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を実施しています。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよういじめ問題（保護者編）かけがえのない子どもたちのために」（各種相談機関一覧掲載）を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」「いじめと向き合う」「いじめと暴力」「いじめ追跡調査 2010 - 2012 いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」「学校と警察等との連携」を有効活用します。
- (5) 生徒会の啓発活動の一環として、又は図画工作や美術科の授業の道徳的な教材として、「いじめ防止啓発ポスター」等を作成するなど、全校で意識の高揚を図ります。
- (6) 各種相談機関を周知します。
  - ① 「いじめ電話相談（059-226-3779）」  
「子どもLINE相談みえ」  
「不登校や発達障害に関する相談電話（059-377-5657）」（教育委員会）
  - ② 「教育相談、子どもの心やからだの問題、不登校の問題（059-226-3729）」
  - ③ 「みえ不登校支援ネットワーク（059-213-1116）」
  - ④ 「非行・犯罪行為などの相談（059-354-7867）（北勢少年サポートセンター）」
  - ⑤ 「児童虐待、不登校、養育等（059-347-2030）」（北勢児童相談所）
  - ⑥ 24時間子どもSOSダイヤル（0120-0-78310）（全国共通ダイヤル）

## 3 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

- (1) 日常的な取組み
  - ① 教職員による日常的な生徒との対話や観察、連絡帳等による生徒の変化やサインに気づくために意識して取り組む。  
そのため、日記、作文、生活記録ノートなどを活用する。
  - ② いじめ等問題行動の発生を未然に防ぎ、信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営に努める。
  - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行う。
- (2) 生徒に、「いじめ調査」を学期に1回以上実施し、いじめの状況把握に努める。
- (3) 生徒に、「学級満足度調査（Q-U調査）」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握する。

- (4) 教育相談を実施する。  
教育相談アンケートを基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握に努める。
- (5) スクールカウンセラー（臨床心理士等）とともに、被害生徒の心のケアを最優先に行う。また、必要に応じて、加害生徒のケアも行う。
- (6) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、スクールカウンセラーの派遣を教育委員会に依頼する。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策を行う。
  - ① 中学校用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」（学校・園データベース参照）を道徳科・社会科・技術科の授業や総合的な学習の時間等で活用するように努める。
  - ② 教職員が「ネットモラル」の研修会に積極的に参加する。
  - ③ P T A 活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施する。

#### 4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告する。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応する。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図る。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図る。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導する。
- (6) 教育委員会に第 1 報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受ける。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応する。

## 第 2 章 いじめ防止のための校内組織

### 1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。
  - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭（教育相談担当者）、スクールカウンセラー。
  - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取組」により、早期に解決を図る。
  - ④ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、生徒及び保護者、教育委員会に報告する。
  - ⑤ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受ける。
- (2) 「生徒指導委員会」を行う。
  - ① 構成員は、管理職、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、養護教諭、A P サポ

ーター（校内通級指導員）、スクールカウンセラー等。

- ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について毎週協議する。

## 2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携する。

- (1) P T A及び学校運営協議会と協働する。
- (2) 事案により、保育園、幼稚園、小学校と連携し、情報共有を行う。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、青少年育成協議会、社会福祉協議会、自治会等と連携する。

## 第3章 保護者と児童生徒の役割

### 1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめを許さない意識をもって生徒の育成にあたる。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めである。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけを行う。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見した、またはいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報する。

### 2 生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己実現するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心を持ち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

## 第4章 関係機関との連携

### 1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図る。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 朝日交番

## 2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図る。

- (1) 朝日町いじめ問題対策調査委員会（教育委員会附属機関）
- (2) 北勢児童相談所
- (3) 人権センター
- (4) 朝日町子育て健康課

## 第5章 重大事態発生時の対処

### 1 重大事態の意味（いじめ防止対策推進法第28条）

学校は、下記の重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告するとともに、調査を実施する。また、当該の生徒及びその保護者に対し、調査に係る事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

教育委員会への報告は、発生時に加え、調査開始・終了時に必ず行う。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ① 生徒が自殺を企図した場合
  - ② 身体に重大な障害を負った場合
  - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ④ 精神性の疾患を発症した場合等を想定する。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。